

施工条件の明示

南 房 総 市

工 事 名： 南房総市役所本庁舎空調機改修工事（電気設備工事）

工 事 箇 所： 南房総市富浦町青木２８番地

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	別途発注の建築工事、機械設備工事との調整をとるため、実施工程表を作成し、発注者・工事監理者・施工業者と工程会議を行い、共通認識のもとに工事を行う。 施工計画書に則り工程管理を実施し、約定工期を厳守すること。 その他別添特記仕様書による。
用 地 関 係	工事用地に接する民地は立ち入らないこと。工事施工上必要となる場合は、関係地権者と立会・協議の上、立ち入りの同意を得ること。
公 害 対 策 関 係	水質汚濁、工事騒音、粉塵、振動等に十分留意すること。
安 全 対 策 関 係	南房総市役所来庁者の安全・利便性の確保を最優先に行い、庁舎機能維持や執務環境への影響を抑えるよう配慮して施工すること。 また、作業時間帯以外であっても荒天時などは適宜パトロールを実施し、異常のある場合には、直ちに適切な安全対策を行うこと。
工 事 用 道 路 関 係	搬入路として敷地内、一般道を使用する際に損傷等与えない為に十分留意すること。また、損傷等生じた場合は早急に、受注者の責において原型に復すること。
仮 設 備 関 係	設置する仮設構造物（足場・支保工）等については受注者の責において照査検討し、設置にあたっては作業員の安全はもとより、第三者への危険について十分考慮し設置するものとする。
建 設 副 産 物 関 係	別添特記仕様書による。
工 事 支 障 物 件 等	水道、東京電力及びNTT等による占用物件の存在を確認し、工事の際は十分留意すること。
排 水 関 係 （ 濁 水 処 理 ）	工事による排水が、隣接地に流入しないよう留意すること。

そ の 他	市業務に影響のある工程は、夜間・休日などの閉庁時に実施すること。 議場については、令和8年9月26日から工事を実施し、令和9年2月11日以降使用できる状態とすること。 関係車両の交通については、法令速度を遵守すること。また、工所用資材等の運搬については、適正な積載量で運搬すること。 施設関係者及び各関係機関と密に連絡をとり、関係者に損害を与えないよう十分配慮すること。 本工事は分離発注のため、同施設に関係する工事に係る入札において不調等になった場合、落札者が決定するまでの間、工事着手を待機していただくことがある。 本工事は、週休2日制適用工事であること。 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には通期の週休2日（4週8休以上）達成相当の経費を補正している。受注者が週休2日交代制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交代制工事委変更することができる。週休2日制の実施にあたっては、「南房総市週休2日制適用工事実施要領」に基づき行うこと。
--------------	--